

# 点検から報告まで

## 点検の内容 点検の方法

### ■ 消防用設備等（平成16年消防庁告示第9号）

#### ● 機器点検（6月ごと）

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な動作
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### ● 総合点検（1年ごと）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、点検基準に基づき確認することです。

### ■ 特殊消防用設備等（設備等設置維持計画に定める点検期間ごと）

- 設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づき確認することです。

## 整備

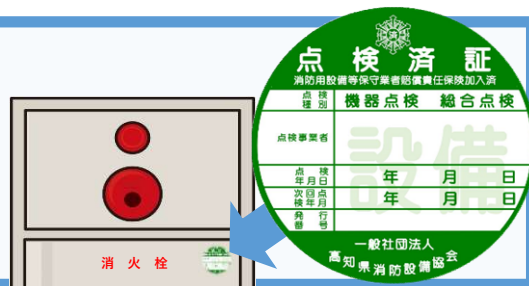
不良箇所

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備（軽微な整備は除く。）は、消防設備士でなければできません（消防法施行令第36条の2）。

整備

## 点検済票※ (ラベル)の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票（ラベル）を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票（ラベル）は、（一社）高知県消防設備協会に登録された点検実施者に交付されます。



※点検済表示制度を活用している場合に限りです。

## 点検結果の 報告書作成

- 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は定められています（昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号）。

## 報告の期間

### ■ 消防用設備等（消防法施行規則第31条の6第3項）

- 特定防火対象物 = 1年に1回（百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など）
- 非特定防火対象物 = 3年に1回（工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など）

### ■ 特殊消防用設備等（消防法施行規則第31条の6第2項）

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと。

## 報告先

- 防火対象物関係者が消防長又は消防署長（消防本部のない市町村は市町村長）へ直接又は郵送により報告



# 消防用設備に「点検済票」貼られていますか？

点検済票（ラベル）は、一般社団法人高知県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者（表示登録会員）に交付するものです。

## 点検済票（ラベル）が貼られることによって

- 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が期待できる
- 点検日・点検の内容が分かる
- 次回の点検時期が分かり、維持管理の徹底が図れる
- 安心のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与える
- 点検報告や立入検査等の行政事務の一部簡素化につながる
- 表示登録会員は、国家資格を所持している（消防設備士、消防設備点検資格者）
- 表示登録会員は、点検に必要な機器・工具を完備している
- 表示登録会員は、損害賠償責任保険に加入している



## 点検済票を貼付するメリット

### 防火対象物関係者のメリット

#### 1 消防本部への点検結果報告書等提出書類の簡素化

点検票に代えて点検結果総括表及び点検者一覧表を点検報告書に貼付することをもって足りることになる。

#### 2 点検票の保存期間の短縮

原則3年保存が1年を経過したものについては、点検結果総括表及び点検者一覧表を保存することで足りることになる。



## 点検済票（ラベル）は、適正な点検の証

### 点検事業者(表示登録会員) 用点検済票（ラベル）の様式

表示登録会員は、  
高い技術を持っている  
点検のプロフェッショナル！

消火器用

45mm

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種別	機器点検
点検事業者	
点検日	年 月 日
次点検日	
発番	

一般社団法人  
高知県消防設備協会

消火器以外の消防設備用

50mm

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種別	機器点検 総合点検
点検事業者	
点検日	年 月 日
次点検日	年 月 日
発番	

一般社団法人  
高知県消防設備協会